



長野県報

11月14日(月)
平成23年
(2011年)
第2319号

目 次

告 示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施(建設政策課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	4
平成23年4月24日執行の軽井沢町議会議員一般選挙における投票の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)	4

公 告

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理防災課)	6
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定(危機管理防災課)	6
一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	6
一般競争入札(医療推進課)	7
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課)	8
一般競争入札(信州の木振興課県産材利用推進室)	8
一般競争入札(2件)(管財課)	9
開発行為に関する工事の完了(3件)(建築指導課)	10
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	11



長野県告示第760号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社三浦屋	長野県茅野市本町東2番4号	平成23年11月8日

税務課

長野県告示第761号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字長畑1233、1240のイ、1240のロ、字家萱場1240のハ、字ハラハラ1240のル、字クラショキコバ1240のヲ、字彦市墓1240のワ、字バチハ1240のカ、字西明川1240のタ、字臥蓬塗1240のヨ、字大手1305、1306、字大なで山神13242の1、字本鍋屋敷13243の1、字桜小場13245の1、字袖市1804、字蟻ヶ嶺1805のイ、1805の1、字栗の尾1806の1から1806の3まで、字青木1807のイ、字山ノ神1807の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第762号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手5455の1、5456

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第763号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

小県郡青木村大字田澤字堀田山1656の1、1656の2、1657、1659の3、字堀田1669の1、1669の2、1669のイ、1670

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第764号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上水内郡小川村大字小根山字日影山7325、7326、7329、字摺古7433、7434、7440、字中尾下7470の2、7471、7472、7476、7480の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第765号

塩尻市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（塩尻市基本図修正他）

2 作業期間

平成23年7月25日から平成24年9月28日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

金山1、金山2、横山1、赤外土1、北村1、北村2、北村3、北村4、北市場1、北市場2、北市場3、北市場4、北市場5、漆沢1、漆沢2、漆沢3、漆沢4、田村原1、田村原2、笹久保1、笹久保2、笹久保3、笹久保4、林里1、林里2、林里3、林里4、林里5、林原1、柿平1、柿平2、柿平3、大野1、大野2、古畑1、古畑2、北入1、北入2、伴野原1、伴野原2、伴野原3、小園1、小園2、小園3、小園4、源道寺1、稗田1、稗田2、長沢1、長沢2、長沢3、長沢4、長沢5、長沢6、佐原1、佐原2、佐原3、佐原4、佐原5、佐原6、佐原7、佐原8、御手形1、御手形2、御手形3、上佐原1、上佐原2、上佐原3、戸中1、戸中2、戸中3、戸中4、戸中6、戸中7、大柏1、大柏4、大柏6、大柏7、大柏8、大柏10、寺島3、寺島5、寺島9、寺島、寺島14、寺島15、寺島16、寺島17、本村1、本村2、本村4、坂島1、坂島2、坂島3、野田ノ平1、野田ノ平2、本谷1、本谷2、北山1、北山2、北山3、胡桃沢下、胡桃沢上、猿倉2、神宿1、蟻子塚、神宿2、打越2、大津留根、中谷、なかや、桐山、梨ノ田、大下、城山、外、堀田1、堀田2、行善、金沼、大山1、大山2、対沢、やくら畑、やくら畑上、やくら畑下、赤畑、せんこうじくぼ1、せんこうじくぼ2、奥内、流ざし、芦川2、南1、南2、芦川4、芦川西側、芦川南側、うるしが久保、うるしが久保西側、蚕玉様北側、南口1、南口2、南洞1、南洞2、区民会館南側、鬼久保、本村、横断線バス停、御堂、石休、神谷戸、井戸入、洞頭、天神様、打越前、桃久保、桃久保下、開田上及び西バス停西側

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第767号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

金山1、金山2、横山1、赤外土1、北村2、北村3、北村4、北市場1、北市場2、北市場3、北市場4、北市場5、漆沢1、

漆沢2、漆沢4、田村原1、田村原2、笹久保1、笹久保2、笹久保3、笹久保4、林里1、林里2、林里3、林里4、林里5、柿平1、大野2、古畑1、古畑2、北入1、北入2、伴野原1、伴野原2、伴野原3、小園1、小園2、小園3、小園4、稗田2、長沢1、長沢2、長沢3、長沢4、長沢5、長沢6、佐原1、佐原2、佐原3、佐原4、佐原5、佐原6、佐原7、御手形1、御手形2、上佐原1、上佐原2、上佐原3、戸中1、戸中2、戸中3、戸中4、戸中6、戸中7、大柏1、大柏4、大柏6、大柏7、大柏8、大柏10、寺島3、寺島5、寺島9、寺島、寺島14、寺島15、寺島16、寺島17、本村1、本村2、本村4、坂島1、坂島2、坂島3、野田ノ平1、野田ノ平2、本谷1、本谷2、北山1、北山2、北山3、胡桃沢下、胡桃沢上、猿倉2、神宿1、蟻子塚、神宿2、打越2、大津留根、中谷、なかや、桐山、梨ノ田、大下、城山、外、堀田1、堀田2、行善、金沼、大山1、大山2、対沢、やくら畑、やくら畑上、やくら畑下、赤畑、せんこうじくぼ1、せんこうじくぼ2、奥内、流ざし、芦川2、南1、南2、芦川4、芦川西側、芦川南側、うるしが久保、うるしが久保西側、蚕玉様北側、南口1、南口2、南洞1、南洞2、区民会館南側、鬼久保、本村、横断線バス停、御堂、石休、神谷戸、井戸入、洞頭、天神様、打越前、桃久保、桃久保下、開田上及び西バス停西側

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第768号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

像ヶ洞1、像ヶ洞2、洞頭、神稻沢、壬生沢東沢、井戸上沢、東沢、壬生沢、鹿ノ口洞、鹿ノ口沢、大溝沢、長久保沢、ウルシガ沢、ヨキトギ、長沢洞、後洞、北の脇沢、長久保1、長久保2、佐原沢、中佐原沢、漆沢川、山家田沢、山家田洞、陣出沢、笹久保沢、津賀の沢1、津賀の沢2、大野沢、船沢、柳久保沢、下戸中沢、寺社平沢、大洞、島沢、白木洞、清水沢、牛草沢1、牛草沢2、地蔵ヶ沢、本村洞、ウシロ沢及び宮の前沢

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第769号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年11月14日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

像ヶ洞1、像ヶ洞2、井戸上沢、東沢、鹿ノ口洞、鹿ノ口沢、大溝沢、ウルシガ沢、ヨキトギ、長沢洞、北の脇沢、長久保1、長久保2、佐原沢、中佐原沢、漆沢川、山家田洞、陣出沢、笹久保沢、津賀の沢1、津賀の沢2、大野沢、船沢、柳久保沢、下戸中沢、寺社平沢、板島沢、白木洞、清水沢、牛草沢1、牛草沢2、地蔵ヶ沢、本村洞、ウシロ沢及び宮の前沢

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

選告示第52号

平成23年4月24日執行の軽井沢町議会議員一般選挙における投票の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成23年11月14日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

裁決書

長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東94番地

審査申立人 柳澤正貴

上記審査申立人から、平成23年6月6日付けで提起された平成23年4月24日執行の軽井沢町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、長野県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年4月24日執行の軽井沢町議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関し、平成23年4月28日付けで軽井沢町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対し異議の申出をしたところ、町委員会が同年5月19日にこれを棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消し本件選挙の最下位当選人である佐藤敏明候補（以下「佐藤候補」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求める審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを要約すると、次のとおりである。

本件選挙の開票において、全ての投票用紙を立会人全員が確認しているわけではないとの話を聞いており、佐藤候補の有効投票に他の候補者の有効投票が入っている可能性や、無効票及び他の候補者の有効票の中に次点者西千穂候補（以下「西候補」という。）の有効票が入っている可能性がある。

のことにより、当落の結果に影響がある可能性があることから投票の再点検を要望する。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと認め、これを受理し、町委員会から弁明書を徴し、また、職権により町委員会から関係書類の提出を受け、さらに、関係人に対し証言を求め、慎重かつ厳正に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

なお、申立人に対して、町委員会の弁明書に対する反論書の提出を求めたが、申立人から反論書の提出はされなかった。

1 開票事務について

町委員会から提出された弁明書及び関係書類並びに本件選挙の選挙長である町委員会委員長、同書記長、開票事務従事者2人、選挙立会人（以下「立会人」という。）5人（西候補の立会人、立会人のいない佐藤候補については按分対象者である佐藤幹夫候補の立会人及び無作為抽出した3人の立会人）の証言を総合すると、本件選挙の開票の概略は次のようであったことが認められる。

(1) 開票は、平成23年4月24日午後8時33分から軽井沢町中央公民館大講堂において行われた。

(2) まず、立会人の立会いの下、投票箱の鍵を開け、開披台に投票用紙を取り出し、第1内容点検係及び開披応援職員が、全投票用紙を表裏及び天地を揃えてイチゴパックに積め、開披台の上に置き、それを運搬係が開披台から回収し、第1内容点検係の読み取り分類機担当（以下「分類機担当」という。）へ回付する。

分類機担当は、回付された票を読み取り分類機（以下「分類機」という。）により、候補者別の有効票、按分票及び無効票その他の票に分類し、運搬係が、候補者別の有効票を第1枚数計算係に、按分票及びその他の票を判定係に回付する。

(3) 運搬係から回付された候補者別の有効票は、第1枚数計算係が、計数機を使用して50枚を1束としてクリップで留め、候補者名が記載してある有効投票効力決定表を付して第2内容点検係へ回付する。

なお、50枚に満たなくなった場合は、端数の状態で第2内容点検係へ回付する。

(4) 第1枚数計算係から回付された票は、第2内容点検係が、他の候補者の氏名や氏のみの記載、裏面への記載等がされてないかどうか一枚一枚確認したうえで連絡係へ回付する。

他の候補者の氏名が記載された票等があった場合は、庶務係に連絡し、当該票と引換えに当該候補者の有効票と差し替え、当該票が疑問票の場合は、庶務係が判定係に回付する。

なお、本件選挙では、立候補者の中に土屋姓が3人、佐藤姓が2人いたため、按分票の混入や誤りがないよう、開票事務従事者に対しより慎重に点検するよう事前説明の際に指示している。

(5) 運搬係から回付された按分票及びその他の票並びに庶務係から回付された票は、判定係において、複数の係員が協議して有効票、無効票に分類し、候補者別等又は無効理由別に計数機で票数を確認のうえ、それぞれに対応する効力決定表を付し票数

を記載して連絡係へ回付する。

なお、回付された票の判定は、判定係6人のうち1人が白票を担当し、責任者を除く他の4人がそれ以外の票を分類し、最後に6人全員でその内容を確認し判定する。

(6) 第2内容点検係及び判定係から回付された票は、連絡係が、有効票50票、有効端数票、無効票及び按分票ごとに区分のうえ、効力決定表に区分ごとの通過番号を記載し、全体集計及び個別集計を行い第2枚数計算係へ回付する。

(7) 連絡係から回付された票は、第2枚数計算係が、効力決定表に記載されている票数と合致しているか確認し仮集計係へ回付する。

(8) 第2枚数計算係から回付された票は、仮集計係が、区分ごとを含めた全体集計及び候補者ごとの個別集計を行い保管台係へ回付し、保管台係は立会人に回付する。

(9) 立会人は、投票の点検を行うとともに、票に付されている効力決定表に押印し、順次これを次の立会人に回付する。

すべての立会人が点検及び押印を行った後、最後の立会人はこれを選挙長へ回付し、最後に選挙長が確認し決定の押印をする。

(10) 選挙長が決定した票は集計係に回付され、集計係は、仮集計係と同様の全体集計及び個別集計を行う。

(11) 集計係の集計を基に作成された選挙録に、選挙長及びすべての立会人が署名を行う。

以上のように、本件選挙におけるすべての投票は、分類機によって分類され、このうち有効票とされたものは、第2内容点検係が、再度投票の混入等について一枚一枚確認を行い、票数について第1枚数計算係及び第2枚数計算係が確認を行い、これ以外の票は、すべて判定係に回付され、複数の判定係員による確認を行ったうえで有効、無効の判定を行って、候補者別等又は無効理由別に票数について判定係及び第2枚数計算係が確認を行った後、すべての票が立会人の点検及び選挙長の確認、決定が行われたことが認められる。

また、選挙録にも選挙長及びすべての立会人が署名していることが認められる。

2 申立て理由について

(1) 申立人は、本件選挙の開票において、全ての投票用紙を立会人全員が確認しているわけではないとの話を聞いており、佐藤候補の有効投票に他の候補者の有効投票が入っている可能性や、無効票及び他の候補者の有効票の中に西候補の有効票が入っている可能性があるため、当落の結果に影響がある可能性があるとして投票の再点検を主張している。

(2) 選挙録によれば、本件選挙においては、候補者の届出による10人が立会人を務めていたことが認められる。

立会人は、候補者の利益代表及び一般選挙人の公益代表の見地から開票に関する事務の公正な執行を監視するとともに、選挙長を補助して、開票に関する事務に参画し、その公正な執行を確保することを任務としている。

そして、関係書類によれば、本件選挙における町委員会は、開票に先立ち開催した選挙立会人説明会において、立会人の任務について「選挙会事務及び開票事務の公平を確保するため、候補者の利益代表であるとともに、公益の代表として立合う重要な職責」と資料に明記して説明していたことが認められる。

また、開票作業においては、関係書類及び関係人の証言から、

投票箱を開ける際の立会い時以外、立会人席を離れた立会人はいなかったこと、すべての投票が立会人席に回付されたこと、開票開始から選挙会終了までの間、投票の効力に関して意見を申し出た立会人はいなかったことが認められる。

加えて、関係書類によれば、本件選挙における投票者数は10,231人で、開票後の投票総数が10,231票であることからも、投票の持ち帰り等ではなく、すべての投票が、開票作業の手順どおりの点検を経て、すべての立会人の点検を受けていることが認められる。

これらを総合すると、本件選挙においては、すべての投票が立会人席に回付され、すべての立会人が投票の点検を行っていることが認められる。

(3) また、本件選挙の投票の点検については、前記1のとおり、分類機により有効票と判定された票は、再度、目視により投票の混入等がないか一枚一枚慎重な点検及び確認が行われるとともに、第1枚数計算係が計数機により数の確認を行った後、第2枚数計算係が再度票数を確認したうえで、立会人の点検、選挙長の確認、決定がなされている。

これ以外の票は、判定係が複数の者で確認をしたうえで、有効、無効の判定を行うとともに、候補者別等又は無効理由別に、票数についても複数の係が確認したうえで、立会人の点検、選挙長の確認、決定がなされている。

なお、判定係には、いずれも過去の選挙において、複数回、同様の経験がある職員が配置されており、佐藤候補及び西候補に関連する票で判断に迷う票はなかった旨の証言がされている。

また、関係資料によれば、佐藤候補を対象とする按分票1票の按分計算は、適正になされていることが認められる。

さらに、立会人及び選挙長双方の証言から、投票の効力の決定に関して、前述のとおり立会人から意見の申出はなく、選挙会においても同様であったと認められる。

これらを総合すると、本件選挙における投票の点検は適正に行われていたことが認められる。

以上の開票の手順及び状況を総合すると、本件選挙における投票の効力の決定は、適正に行われたものと認められる。

したがって、開票手続及び立会人の投票の点検等について、申立人の主張するような問題となるような事実は認められず、適正に行われていると認められることから、投票を再点検すべき理由はなく、申立人の主張を容認することはできない。

以上のとおり、本件選挙の当選決定について当選無効原因は認められないことから、申立人の主張には理由がなく、異議の申出に対する町委員会の決定は正当と認められるので、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成23年11月10日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

選挙管理委員会